

令和6年度ニイガタコラボレーターズ（新潟県地域おこし協力隊）募集要項 （地域の資源や食を活かした地域の活力向上）

1 目的

農林水産業の活性化や食の新たな魅力の創出等を目指し、県内各地に眠る資源・製品の発掘、消費者ニーズとマッチした商品の開発、持続的な販路開拓等を任務として活動することにより、県内における農林水産業の高付加価値化につなげるとともに、将来に渡ってコーディネーターとなり得る人材の育成を目的とする。

2 募集対象者

（1）年齢

問いません。

（2）性別

問いません。

（3）地域要件

以下の県外の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる必要があります。

なお、既に転入地へ住民票を異動されている方は対象となりません。

転出地	転入地
ア 3大都市圏内の市区町村（政令指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	阿賀町、五泉市、阿賀野市及びその周辺の市町村を想定。（具体的な市町村は応相談。）
イ 3大都市圏外の市区町村（政令指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	転出地により、転入できる市町村が異なります。
ウ 政令指定都市の条件不利区域以外の区域	

※ご自身の転出地が、どの区分に該当するかは、次の URL を参考にしてください。なお、詳細については、お住まいの自治体に確認をお願いいたします。

<地域要件確認表（総務省 HP）>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

（補足1）

3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

条件不利区域 次の①から⑦のいずれかで公示・指定・規定される市町村。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法
③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法
⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（補足2）

以下のア～ウのいずれかに該当する方は、上記の表に関わらず、転出地は問いません。

ア 協力隊経験者（2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）

イ JETプログラム修了者（2年以上JET参加者として活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方）

ウ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(4) 活動の開始時期

令和6年8月以降を目途に活動を開始できる方(応相談)。

(5) 次のア～ウのいずれにも該当しない方

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方

イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方

ウ その他暴力団事務所に入出入りするなどア、イのいずれかに準ずる方

(6) 次の要件をすべて満たす方

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

イ 心身がともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる方

(7) 次の技術要件をすべて満たす方

ア 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方

イ パソコンの一般的な操作(ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS等)ができる方

(8) 歓迎する人物像

ア 任務に意欲的で、新しい環境に柔軟に対応できる方

イ 関係団体や地域住民など多様な主体とコミュニケーションを図れる方

ウ 自ら率先し、各所と調整しながら柔軟に行動し、企画等を完遂できる方

エ 農林水産業や食に興味・関心があり、この分野での就業や起業を希望する方

オ 食品関係・流通(非食品を含む)関係、又は販売関係の業務に経験・関心がある方

3 活動内容

- (1) 県内の農林水産業の現状や可能性、課題の把握
- (2) これまでの商品開発の事例や安定供給の仕組づくりの理解
- (3) 地域の一次産業に焦点を当てた、商品やサービスの開発
- (4) ベーカリーやカフェにおける、商品づくりや店づくりの実践
- (5) 販売の現場における顧客や取引先の志向・ニーズ等の理解及び販路開拓
- (6) ウェブサービス「Note」による活動状況を発信

4 募集人数

1名

5 受入団体等

次の受入団体と雇用契約を結び、団体の職員として活動に取り組んでいただきます。

受入団体：山から株式会社(新潟県東蒲原郡阿賀町津川3668)

※同社が経営する「パンとおやつ奥阿賀コンビリー」

ホームページ：<http://combirie.jp/>

6 活動日及び活動時間の目安

- ・受入団体と調整の上、決定します。
- ・協力隊への従事は、週4日、1日当たり8時間を想定しています。なお、あらかじめ合意いただいた場合は、週4日に加え、受入団体の業務(週1日)に従事することができます。
- ・毎週土曜日及び日曜日は原則休日とします。このほか、夏季休暇、年末年始休暇が付与されます。

※活動内容により時間外や休日に活動が必要となる場合の取扱は、受入団体の規定に従います。

7 活動イメージ

◆ 1日の活動イメージ

時間	内容
08:30	ミーティング
09:00	社内や店舗などで商品づくりのスキル習得
12:00	昼食・休憩
13:00	一次産業や商品開発、販路開拓の現場でのスキル習得
17:30	帰宅

◆ 1週間の活動イメージ

曜日	内容
月曜日	上記、1日の活動イメージに同じ
火曜日	上記、1日の活動イメージに同じ
水曜日	協力隊活動日（週4日）に加えて受入団体の業務に従事する場合の勤務日（予め合意の上で決定）
木曜日	上記、1日の活動イメージに同じ
金曜日	一次産業や販路開拓の現場、出張など（不定期）
土曜日	休日（イベント等があれば、他活動日と振り替え）
日曜日	休日（イベント等があれば、他活動日と振り替え）

◆ 年間活動イメージ

時期	内容
通年	上記、1日の活動イメージに同じ
冬期	商品開発業務や販路開拓先へのお出張が多くなります

◆ 3年間のキャリアイメージ

時期	内容
1年目 (R6年度)	・新潟を知る。 ・上記、1日の活動イメージのうち、基礎的な内容を経験、理解する。
2年目 (R7年度)	・上記、1日の活動イメージのうち、一次産業や商品開発、販路開拓の現場での活動の割合を増やし、より実践的に活動する。 ・任期終了後の起業又は就業に向けた準備を進める。
3年目 (R8年度)	・実際に商品開発を行い、仕入れ、生産から販売が継続的につながる仕組みを構築する。 ・任期終了後の起業又は就業に向けた準備を進める。

8 身分等

(1) 身分

地域おこし協力隊として、新潟県知事が委嘱します。

受入団体と雇用契約を締結します。（新潟県との雇用関係はありません）

(2) 委嘱期間

委嘱の日から会計年度を超えない範囲で12か月以内としますが、最長3年まで延長することを予定しています。

ただし、職務怠慢等、隊員として相応しくないと判断された場合は、委嘱期間中であっても委嘱を打ち切る場合もあります。

9 活動条件等

(1) 対象経費等

ア 報 償 費	月額 266,000 円 ※社会保険料等を含む ※地域おこし協力隊としての活動（週4日）に対する報償額となり、協力隊活動日以外の日（週1日）に受入団体の業務に従事する場合は、上記金額に加算して受入団体より報酬が支払われます。（本人の経験、スキル等を加味し、隊員と受入団体間で合意の上、決定します。）
イ 活 動 経 費	上限額 1,164,000 円（年額）（97,000 円×12 月） ※委嘱日が年度途中となる場合は、日割り計算 【活動経費として対象となるもの】 ・任期中の住居に係る費用 ・車両関係費 ・傷害保険料 ・パソコン借上げ費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・研修受講料 等 ※詳細は、受入団体の規程によります。

(2) 兼業

業務に支障が無い場合は兼業が可能です。

(3) 研修会等の実施

協力隊として活動する上で必要な心構え等や、県内で活動する市町村の地域おこし協力隊との関係構築等に関する研修会を実施します。

10 応募方法

(1) 受付期限

令和6年7月22日（月）17:00

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出方法
応募用紙 （履歴書及び職務経歴書）	・様式は、新潟県知事政策局地域政策課ホームページ（以下、ホームページ）からダウンロードしてください。 ・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
誓約書	・様式は、ホームページからダウンロードしてください。 ・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
住民票（抄本）の写し （発行から3か月以内のもの）	・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
運転免許証の写し（両面）	・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。

11 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

ア 提出書類をもとに、書類審査を行います。

イ 選考結果については、応募用紙記載のメールアドレスあてに通知します。合格者には併せて第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。

(2) 第二次選考（面接）

ア 第一次選考合格者を対象に、意欲、コミュニケーション能力、行動力等について面接審査をオンライン（Zoom）で行います。

日程については、第一次選考合格者に別途お知らせします。

イ 選考結果については、面接から1週間以内に、応募用紙記載のメールアドレスあてに通知します。

(3) 留意事項

ア 応募に係る経費（書類輸送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。

イ 選考経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 お問い合わせ

新潟県知事政策局地域政策課 品田、諸橋

TEL: 025-280-5095

E-mail: ngt000200@pref.niigata.lg.jp